徳島県告示第六百七十号

自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十条第一項の規定により、指定

令和二年十一月二日

徳島県知事 飯泉 嘉門

同	同	- 三 鳴門市撫養町黒崎字小谷一	キララ薬局	五七の場合の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の	曽川 三千代
同	同	地徳島市大松町上ノ口三五番	大松時計台調剤薬局	○番地一七徳島市北常三島町一丁目一	株式会社グローバル・ア
9和二年十一	更生医療 (薬局)	- 六	店店の実易・国道	番地の一四書助明島四八五	
年月日	医療の種類	所 在 地	名	所 在 地	名
指定更新	担当する	指定自立支援医療を行う薬局	指定自立支	指定自立支援医療機関の開設者	指定自立支援医